

府中市道路等包括管理事業（北西地区）に関する委託費の考え方（案）

1. 委託費の支払い

1.1. 委託費の支払時期

本事業の委託費の支払方法は、年間の委託費を4等分して、四半期ごとに支払う。受託者は市に対し、各四半期終了日の翌日から起算して14日以内（期限日が土日祝日に当たる場合は、その前の平日）に、当該期間分の請求書を提出すること。市は、請求日の翌日から起算して14日以内（期限日が土日祝日に当たる場合は、その前の平日）に、支払いを行う。

表 1 期間の区分

	対象期間
第1四半期	4月1日～6月30日
第2四半期	7月1日～9月30日
第3四半期	10月1日～12月31日
第4四半期	1月1日～3月31日

1.2. モニタリングによる減額方法

市は、モニタリングを実施し、その結果を反映した額を受託者に支払う。市によるモニタリングによる減額方法は、次のとおりである。

(1) 重大な不履行があった場合

- ・ 重大な不履行があった場合、改善勧告の手続きを行った時点で、債務不履行を確認した日の属する年の第4四半期の支払額から、減額を行うことを決定する。重大な不履行が発生した場合には、罰則点を30点付与する。ただし、同じ場所及び事業による罰則点は最大30点とする。
- ・ 罰則点の累積は、当該年度内とし、翌年度には継続しないものとする。

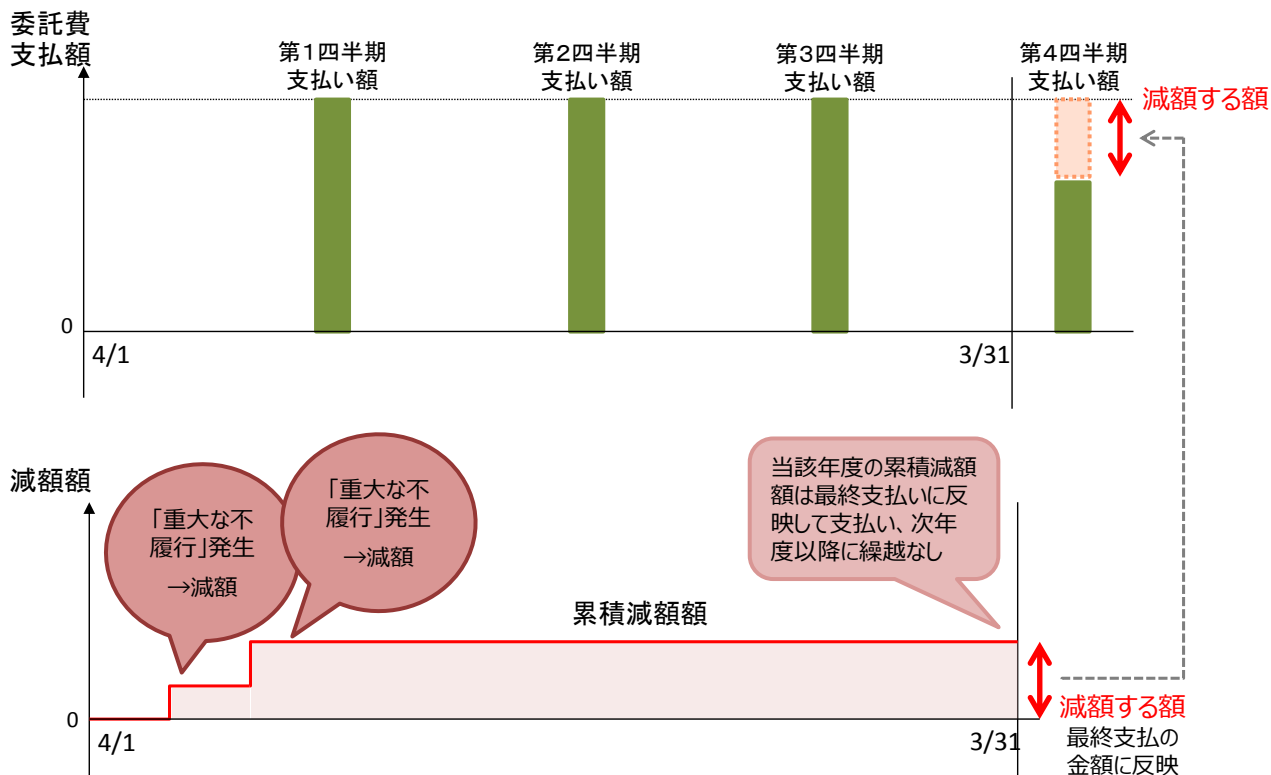


図 1 重大な不履行があった場合の支払いイメージ

(2) 重大にあたらぬ不履行があった場合

- ・ 重大な不履行に該当しない不履行があった場合、改善勧告の手続きを行った時点で罰則点を 1 回につき 1 点付与する。付与した罰則点は、当該年度 3 月末に集計し、表 4 のとおりの減額割合で、改善勧告の手続きを行った年の第 4 四半期の支払額に反映する。
- ・ 罰則点の累積は、当該年度内とし、翌年度には継続しないものとする。

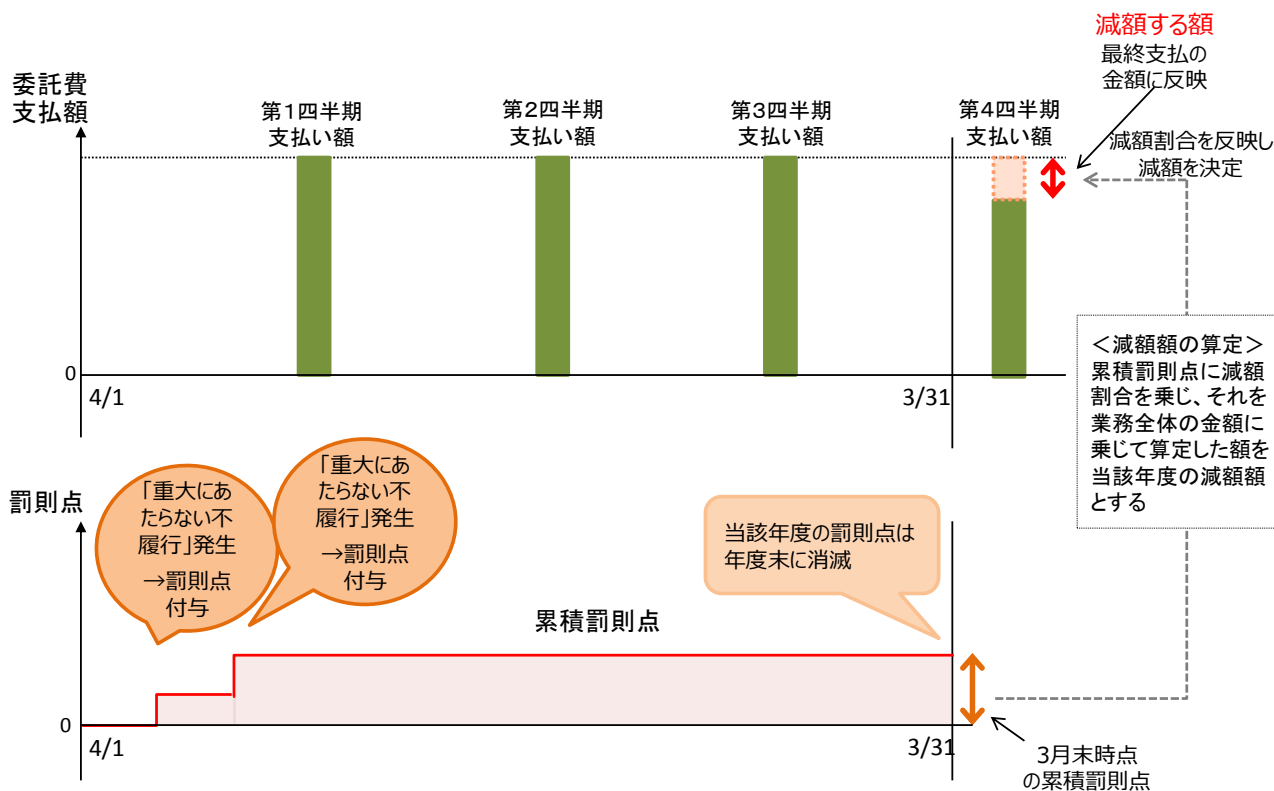


図 2 重大にあたらぬ不履行があった場合の支払いイメージ

表 2 罰則点と減額割合

加算した罰則点	減額割合
29点以下	0%
30点以上39点以下	0.3～0.39%減額（罰則点×0.01%で算定）
40点以上49点以下	0.8～0.98%減額（罰則点×0.02%で算定）
50点以上59点以下	1.5～1.77%減額（罰則点×0.03%で算定）
60点以上	2.4%以上減額（罰則点×0.04%で算定）

1.3. 単価契約の支払方法

単価契約型業務は、数量に契約単価を乗じた額（円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を作業終了後速やかに、業務報告書とともに支払請求書を市に提出すること。

1.4. その他

本契約にあたっては、事前に「契約金額の10%以上の契約保証金の納付」または「市を被保険者とする保険会社との履行保証保険契約の締結」をすること。